

## 沖縄県にみる企業誘致戦略

### はじめに

2011年3月の東日本大震災の発生以来、企業とりわけ製造業にあっては操業停止や、サプライチェーン問題への対応など危機管理意識が高まり、製造拠点の分散化を進める動きが活発化した。最近では、原子力発電所の休止から電力供給の制約も加わり、分散化に止まらず製造拠点そのものを移転させる動きも一部で見られる。こうした企業のリスク回避動向に企業誘致を進める自治体側の動きも活発化している。中でも沖縄県では、安定した電力供給体制や那覇空港という24時間稼働のハブ空港を有していること、さらには経済特区としての税制優遇措置をアピールし、企業誘致を積極的に進めている。

埼玉県内の企業もこうした利点に注目して投資を模索する一方、沖縄県側も県内企業をターゲットにした誘致活動の取り組みを強めていくことにした。本レポートでは、現地調査を踏まえながら沖縄県東京事務所でのヒアリング取材を基に、沖縄県における企業誘致戦略について報告する。

### 1. 沖縄県の概況

沖縄県は東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に本島はじめとする大小160の島々からなる島しょ県で、総面積は2,275.71km<sup>2</sup>。このうち島の面積が20km<sup>2</sup>以上の島は沖縄本島(約1,207km<sup>2</sup>)をはじめ西表島(約289km<sup>2</sup>)や石垣島(222km<sup>2</sup>)、宮古島(約159km<sup>2</sup>)など10島ある。総人口は140万7,531人(2012年7月1日現在推計)で、その大部分が沖縄本島に集中している。2009年度の県民経済計算からみた県内総生産は名目で3兆7,211億円、実質では4兆200億円で、前年度に比べ名目で0.9%、実質でも1.6%増加した。県内の産業構造によると、圧倒的にサービス業や不動産業、卸・小売業などの第3次産業が中心で、全体の88.8%を占め、製造業や建設業の第2次産業は12.9%、農業や水産業の第1次産業は1.8%(注：控除などの関係で100%にはならない)となっている。

県内経済は、本土への復帰後から国内経済を上回るペースで成長を続けてきた。復帰による本土との格差を是正しながら、自律的発展を遂げるために道路や港湾、空港といった社会資本の整備に公共事業が行われてきたことが大きな要因だ。と同時に、温暖な気候と豊かな自然、さらには本州では見られない独特な歴史と文化などの観光資源に恵まれているため、第3次産業の観光産業が発展したことも県内経済に寄与してきた。現在では、公共事業の減少を補う形で観光産業に依存しているのが現状で、観光立県と言えるほど観光を中心に県内経済が成り立っている。一方で、第2次産業の製造業は2009年の工業統計調査によると、事業所数は1,302事業所で前年に比べ109事業所減り、過去10年間で最も少ない事業所数を記録した。このため、製造品の出荷額は5,481億700万円で全国に占める割合はわずか0.21%と低い。

### 2. 企業誘致への取り組み開始

沖縄県の経済をけん引していた公共事業が減少基調に入り、頼みの観光産業も低迷して県内経済が停滞した1998年頃、県は新たな経済活性化対策として積極的に取り組み出したのが企業誘致である。当初、観光に次ぐリーディング産業として目を付けたのがIT産業で、コールセンターや情報サービス業の誘致を進めている。次いで、第3の柱となるべき産業として注目したのが物流関係や生産拠点としての企業誘致で、うるま市の中城湾港新港地区に工業団地を整



図表 1. 沖縄県図（本島）

備して企業の受け入れを始め、現在は用意した賃貸向け工場は満杯状態で、新たな建設に向けた準備が進められている。

### 3. 誘致を成功させた経済特区

県外企業の進出を促し着実に実績を上げている背景には、立地企業にとって歓迎できる経済特区ならではの各種優遇措置が設けられていることだ。1972年（昭和47年）に沖縄振興開発特別措置法が施行され、1998年には「自由貿易地域」と、それを拡充した「特別自由貿易地域」を指定。さらに2002年には、現在の構造改革特区に先駆ける形で「金融業務特別地区」と「情報通信産業特別地区」が設置された。現在「国際物流拠点産業集積地域」（旧特別自由貿易地域）と「金融業務特別地区」、「情報通信産業特別地区」の3つの経済特区を最大限に利用して、企業誘致を行っているのが沖縄県の強みとなっている。

沖縄県にこうした経済特区が設けられたのは、本土復帰前から特区が存在していた歴史的背景と、米軍の占領下において社会資本の整備が遅れ、失業率も高いという厳しい経済状況にあった。本土並みの経済水準に引き上げるための施策として、優遇措置を伴った各種の経済特区が早くから導入されていたわけで、沖縄県の企業誘致はこうした環境の下に進められていた。

## 4. IT 関連産業誘致での成功

3つの経済特区のうち、先行した企業誘致がIT産業で、これは「情報通信産業特別地区」を中心に「情報通信産業振興地域」との2本立てで現在も実施されている。両者の違いは図表2の通りで、対象地域の範囲と対象事業のほか、税制上の優遇措置に違いがある。現在、特別地区では、データセンター事業などIT産業の集積をけん引する5つの事業について那覇市や名護市など本島内4市1村への誘致を促進し、振興地域においては、ソフトウェア業やインターネット附随サービス業など多岐にわたる業種について宮古・石垣を含む24市町村に範囲を拡大して企業の集積を図っている。

特別地区と振興地域を合わせた立地企業の集積状況は、2012年1月現在で237社だが、その集中地域となっているのが那覇市や名護市、浦添市などの中心市街地。那覇市には情報サービス産業23社、コールセンター42社、コンテンツ制作企業9社、ソフトウェア開発44社など合計136社が進出。名護市には、情報サービス10社、コールセンター4社、ソフトウェア開発5社など23社、そして浦添市には情報サービス5社、ソフトウェア開発8社など21社が集積している（図表3）。

237社全体の進出企業を業種別に分けると最も多いのがソフトウェア開発で71社、次いでコールセンターの69社、情報サービス45社が続き、コンテンツの21社、その他の業種31社となる。いずれの業種も県都・那覇市に集中しているのが特徴で、ソフトウェア開発やコールセンター

図表2

情報通信産業特別地区

趣 旨	情報通信関連産業の集積のけん引力となる特定情報通信事業の集積を促進するため、特別地区内において課税の特例措置を行う。
対象地域	那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）、名護・宜野座地区（名護市、宜野座村）、うるま地区（うるま市）
適用期間	2012年4月1日～2017年3月31日
対象法人	特別地区内に新設された法人であり、常時使用する従業員が10人以上であることなどの要件を満たす認定法人。
対象事業	データセンター、インターネット・サービス・プロバイダ、インターネット・エクスチェンジ、バックアップセンター、セキュリティーセンター

情報通信産業振興地域

趣 旨	情報通信関連産業の振興のため、地域内で設備投資などを行う情報通信関連企業に対し、投資税額控除制度や地方税の課税免除または不均一課税を行う。
対象地域	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、南城市、恩納村、金武町
適用期間	2012年4月1日～2017年3月31日
主な対象事業	情報記録物（新聞・書籍などの印刷物を除く）の製造業、電気通信業、テレビ・ラジオ・アニメ・映画などの制作および配給業、放送業（有線放送業を含む）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、情報通信技術利用事業

出所）沖縄県発行の企業誘致パンフレットから当研究所作成

図表3

IT産業の市町村別進出企業数(社)

那 覇 市	136
名 護 市	23
浦 添 市	21
沖 縄 市	12
うるま市	12
宜野湾市	10
北 谷 町	6
宜野座村	5
豊見城市	4
嘉手納町	3
糸 満 市	1
八重瀬町	1
与那原町	1
中 城 村	1
石 垣 市	1
合 計	237

出所）沖縄県発表数字を基に作成

では全体の約6割強を占めている。

情報通信産業の進出により新たな雇用者も生まれ、情報サービスでは3,600人、コールセンターで1万5,782人、ソフトウェア開発では1,373人など全体で約2万2,000人に達した。企業誘致により性別を問わず雇用機会が増し、若年層の雇用拡大にもつながっている。

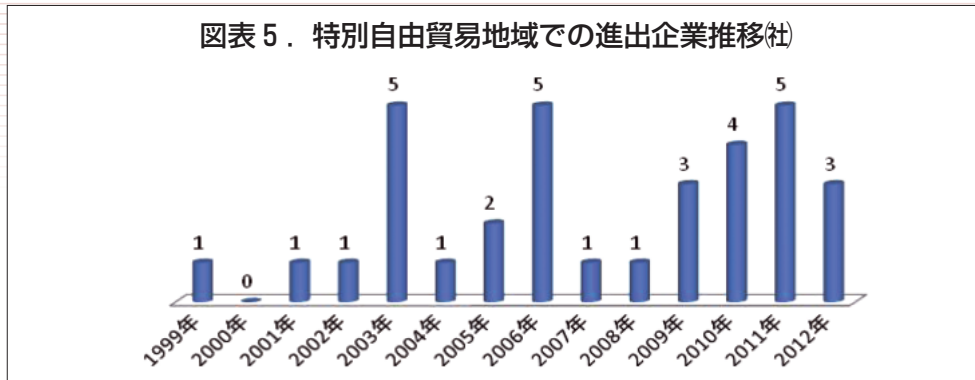
## 5. 注目される特別自由貿易地域

IT産業の誘致に続いて第3のリーディング産業を県内に集積させるため、現在力を入れているのが物流関係や製造業の企業誘致。その代表的な受け入れ地となっているのが「うるま市」にある中城湾港新港地区工業団地内の一部地域で、国際物流拠点産業集積地域として地域指定した。全体の埋め立て面積は約393haだが、このうち約122haを開発して分譲用と賃貸用に分けて企業の誘致を行っている。

同地域での企業誘致もIT産業と同じ時期に始まった。ただ、IT産業の集積実績に比べると苦戦し、なかなかコンスタントに実績を積み上げられずにいた。図表5の通り最初に企業が進出したのは1999年11月のことで、医療用半導体電子部品メーカーが立地。その後2001年と2002年に各1社が進出、2003年によろやく5社という複数企業の誘致に漕ぎ着けた。2009年以降になると企業誘致は軌道に乗り、毎年複数の企業が同地域に進出、2012年現在で合計33社の製造業が集積している。



図表4. 製造業の誘致先として用意したうるま市の中城湾港新港地区工業団地の区割図



出所) 沖縄県発行の企業誘致パンフレットから当研究所作成

## 6. 沖縄県独自の優遇制度

企業誘致を進めている沖縄県では、各種の優遇措置と講じているが、国や県独自などの税制優遇と支援策の概要は以下の通りである。

### 1) 保税制度の優遇

国際物流拠点産業集積地域における「保税地域制度」は、税関長から保税地域の許可を受けると外国から輸入した部品や原材料を加工、あるいは製造して完成した製品を外国に輸出しても関税や消費税が免除される。つまり、集積地域内に進出した製造業者が、中国などの外国から部品などを調達して同地域内で完成品に仕上げた後、その完成品を欧州や米国などに輸出して儲けても、その売上金に対して関税や消費税が掛からないということである。ただ、国内で完成品を引き取る際には関税が課税されるが、この場合においても特定品目を除いて、原料に対する課税か製品に対する課税のいずれかが選択できる。

### 2) 国税の優遇

国税の優遇には①所得控除制度②投資税額控除③特別償却があり、3つのいずれかが選択でき税額も変わる。①は新たに設立した企業で常用雇用者を20人以上雇用すれば、10年間は法人課税所得の40%が控除される(法人事業税、住民税、法人税割も同様)。②は1,000万円を越す設備投資を行った場合、その設備が機械や装置の場合15%、建物やその附属設備だと8%を法人税額から控除。ただし、法人税額の20%が限度で繰り越しは4年、取得価格の上限が20億円に設定されている。③は②と同額の設備を新增設した場合、機械や装置で50%、建物とその附属設備については25%の特別償却が認められるが、附属設備については建物と同時取得が条件だ。

### 3) 地方税の優遇

地方税の優遇では、1,000万円を越す設備を新增設した場合に法人事業税と固定資産税の一部が5年間にわたって課税が免除されるほか、1,000万円以上の土地を購入し、1年以内に建物を建築した場合には不動産取得税が一部免除される。

### 4) 企業立地に対する支援

税制上の優遇のほかに助成制度も整備されている。助成対象地域内での製造業や先端技術型製造業あるいは情報通信産業、国際航空運送事業の対象となる企業には、沖縄県企業立地促進条例が適用される。例えば、工場などを建設して50人以上の新規雇用者を雇い入れた場合には、10億円を限度額に投下固定資産に対して10%助成するなど各種要件に適合した「投下固定資産

取得費補助金」が用意されている。

また、若年者雇用促進奨励金や地域求職者雇用奨励金といった人材確保に対する助成、あるいは国際物流拠点産業集積地域内に立地する製造業を対象に、特区内で製造または加工した製品を特区内から県外、海外へ輸送する際の年間輸送経費について総額の5割(200万円を限度)を補助する制度もある。

これら国税や地方税、沖縄県独自の補助制度には対象地域や対象業種、免除・補助の内容が異なるため注意が必要だ。

## 7. 企業進出に関するメリット、デメリット

新たな拠点を模索する企業にとって、沖縄県への立地は税制上の面だけでなく様々なメリットがある。冒頭にも記した通り、電力供給の不安解消だけでなく主に海外取引の多い企業にとっては、台北や上海、北京、ソウルといった東アジアの主要都市までの距離が近いという地理的特性、その地理的特性をサポートする国際貨物基地としての那覇空港の存在が何よりも大きい。しかも、豊富な労働力に加えて、全国平均より割安な人件費も、ある意味で魅力的な条件となるかもしれない。

半面デメリットとしては、製造業にとっての課題が指摘できる。物流の面では確かにハブ空港の役割を果たす24時間稼働の那覇空港があり、企業立地を促す優位な条件だが、国内物流を考えた場合、運ぶ荷物の重量などを含めて輸送費の面でコストが高いというのがネックとなる。輸送コストを抑えるには鉄道や貨物トラックを利用したいところだが、本土とは陸路で結ばれていないため利用不可なことから、残るは船便となる。しかし、沖縄への定期便が少ないのが現状で、しかも航空便ほど航路網が整備されていない。となると、航空機による輸送に多くを頼らざるを得



深夜になると荷物の積み替えがピークになる那覇空港

なく、国内を相手にした取引先中心の企業にとっては輸送コストの面でハードルが高くなるだろう。

もう一つ、製造業にとって沖縄県への進出を躊躇させる要因として、協力企業や下請け企業など裾野産業が沖縄県に少ないことが挙げられる。前述した通り、沖縄県の県内総生産で製造業などの第2次産業の割合が1割強と少ない状況の中で、単独で進出しても近辺に部品調達先や加工先の態勢が不十分では業務に支障を及ぼす。裾野産業の脆弱さが、製造業にとっては沖縄進出へ二の足を踏ませることは否めない。

## 8. 沖縄県としての課題と対策

企業誘致を積極的に進めている沖縄県としても、製造業の誘致には課題が多いことを認識しているが、特にうるま市の国際物流拠点産業集積地域の工業団地自体に課題は多いことを認めている。同団地内には賃貸用の用地と分譲用の用地があるが、83区画ある分譲用地での誘致が

ほとんど進んでいないのが現状だ。その理由の一つとして、1区画の分譲面積が3,100㎡以上で、価格が1㎡当たり2万6,700円に設定され、1区画を購入すると約8,000万円の投資となる。進出企業にとって、初期投資がそれだけ必要となるだけに、2012年度から、とりあえず用地取得費を最大で半額補助する制度をスタートさせたが、さらに用地購入を促すメリットを拡大させるメニューを用意する必要があるかもしれない。

他方、賃貸用地は進出企業の初期投資を軽減させるために用意したもので、敷地面積が1,000㎡と1,500㎡、2,000㎡の3タイプがあり、鉄骨造り平屋建て1棟の独立型が用意されている。1㎡当たり年額290円(賃貸期間10年、契約保証金10%)、1,000㎡タイプで月額55万という設定のためか人気があり、用意した用地はすべて埋まっている。今後新たに賃貸用地を整備しなければならないが、計画では1,000㎡タイプを4区画建設する予定でいるものの、まだ着工に至っていない。人気のある賃貸用地が未完成では、企業誘致もままならず早急な建設が求められる。

製造業をターゲットに誘致を進める沖縄県にとって、最大の課題が進出してくる企業にとっての関連企業、つまり裾野産業の狭さだ。その対策として県は、製造業でも業種を絞って企業を誘致する戦略を立てている。うるま市の同工業団地内で2010年4月に金型技術センターを開設し、金型に特化した裾野産業の拡大を模索し始めたのである。同センターでは、主に射出成形や押出成形、抜き打ち加工を専門にした研究開発などを目的としているが、最大の狙いは人材の育成だ。金型業界は従業員20人未満の事業所が全体の9割弱を占める中小企業で成り立っていることから、人材を育成するための資金などに余裕のないのが実情。しかも新卒者の採用が難しく、人材不足は慢性的な状態に置かれている。

そこで、人材を育成することによって金型企業に技術者を供給し、ひいては沖縄県内に金型企業を誘致することで裾野産業の拡張につなげたい考えだ。人材育成に重点を置く背景にはもう一つ、県内に琉球大学工学部をはじめ沖縄高専、高校の工業系学科などからの卒業生が毎年3,000人以上あり、その割に就職率は低く全国平均に比べると3割ほど下回る。卒業しても専門知識を発揮する職場が限られていることで、就職先の拡大にもつながるものと期待している。

以上のように、企業立地に際しての課題克服を目指しながら、製造業を中心とした企業誘致を積極的に進めている沖縄県だが、マスコミなどで取り上げられるなど、最近になって立地する際の税制優遇や物流面のメリットなどが全国的に周知されるようになり、追い風が吹いている。その追い風に乗りながら、さらにメディアを活用しつつ、県主催の視察ツアー回数を増やすなどして、より多くの企業を誘致していく方針だ。



裾野産業の拡大を視野に開設した金型技術センター

企業進出に関する問い合わせは、沖縄県東京事務所へ。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-38都道府県会館10階

TEL (03) 5212-9087 fax (03) 5212-9086